

平成 25 年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 25-2-3)

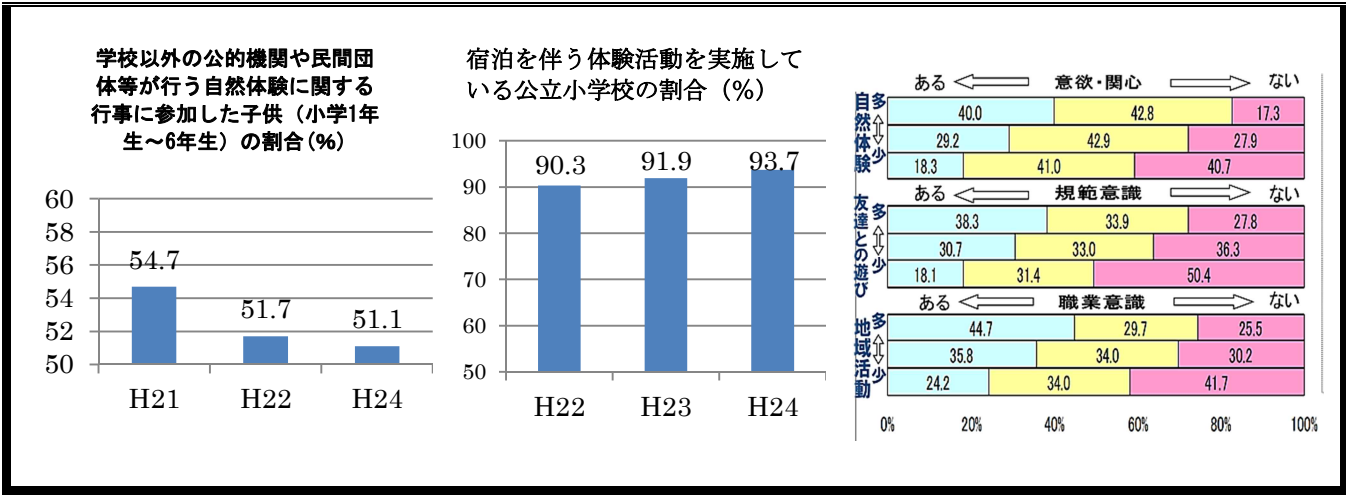
施策名	青少年の健全育成
施策の概要	青少年が抱える現代的な課題を踏まえ、主体性や規範意識を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や国際交流、青少年を取り巻く有害環境対策、子供の読書活動等を推進する。

達成目標 1	青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が多様な体験活動を経験できる体制を整備し、体験活動の機会が増加する。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	25 年度 達成
	19 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	
① 学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供(小学1年生～6年生)の割合(対前年度比)	61.0%	-8.6% (54.7%)	-3.0% (51.7%)	- ※隔年実施	-0.6% (51.1%) ※22年度比	- ※隔年実施	前年同～ 10%増	-
年度ごとの目標値	/						/	
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	25 年度 達成
	24 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	
② 青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みに参加した青少年の数の増加	12 人	-	-	-	12 人	71 人	50 人	達成・ 未達成
年度ごとの目標値	/						/	
参考指標	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度		
③ 「子供ゆめ基金」事業への応募(採択件数)	2,831 件 (2,183 件)	2,833 件 (2,218 件)	2,442 件 (2,068 件)	4,372 件 (3,501 件)	4,665 件 (3,433 件)	4,646 件 (3,517 件)	/	
④ 宿泊を伴う体験活動を実施している公立小学校の割合(%)	-	-	90.3%	91.9%	93.7%	-	/	

【目標・指標の設定根拠等】

中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」(平成 25 年 1 月)において、子供の頃の体験が豊富な人ほど、規範意識・人間関係能力・文化的な作法や教養・意欲関心等が高い傾向にあること等を踏まえ、人づくりの「原点」である体験活動の機会を社会総ぐるみで意図的・計画的に創出し、青少年の体験活動の機会を増加させる必要がある。

【施策・指標に関するグラフ・図等】



達成目標 2	平成 21 年 4 月 1 日より施行されている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を踏まえ、青少年が携帯電話等をめぐる有害環境から守られる。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	25 年度 達成
	21 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	
① 青少年の携帯電話のフィルタリングの利用率	48.2%	48.2%	59.6%	59.7%	63.5%	55.2%	対前年度増	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値								
② 携帯電話・PHS を利用する際のルールを決めている家庭の割合	74.0%	74.0%	80.9%	76.7%	66.6%	67.0%	対前年度増	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値								
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	25 年度 達成
	21 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	28 年度	
③ 青少年の有害環境対策における全国の普及啓発事業の累計実施数 (箇所)	25 箇所	25 箇所	29 箇所	32 箇所	35 箇所	37 箇所	47 箇所	-
年度ごとの目標値								
参考指標	-	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度		
④ 保護者のフィルタリング認知度		66.7%	67.9%	73.5%	72.2%	69.7%		

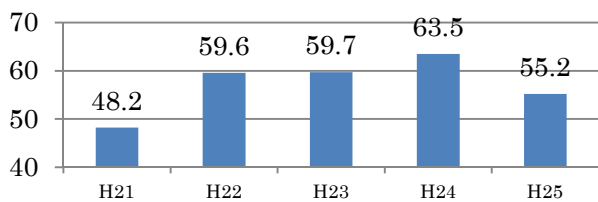
【目標・指標の設定根拠等】

スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムや、有害サイトを通じた犯罪等が問題となっていることを踏まえ、法（※）及び法に基づく基本計画等に基づき、フィルタリング利用の徹底や家庭におけるルールづくりの推奨を含めた保護者への普及啓発等を通じて、青少年がインターネットを適切に利用できるようにすることが必要である。

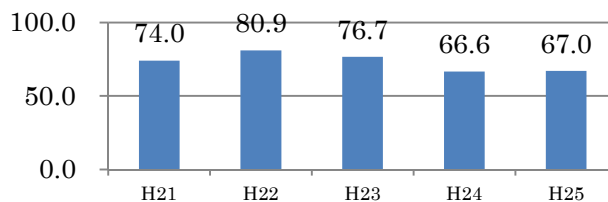
※青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号)

【施策・指標に関するグラフ・図等】

青少年の携帯電話のフィルタリングの利用率 (%)



携帯電話・PHSを利用する際のルールを決めている家庭の割合 (%)



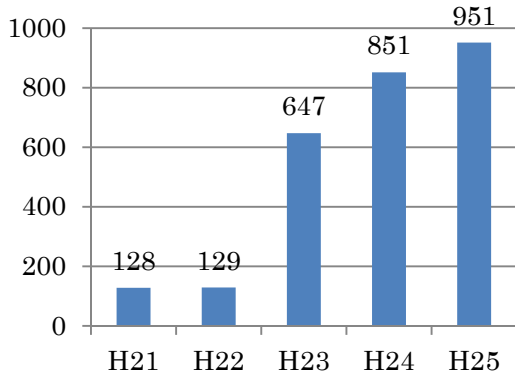
達成目標 3	国際化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していく意識が高まる。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	25年度 達成
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
① 事業に参加し交流を行った日本の青少年の外向き志向 (0,1,2,3,の4段階評価平均値)の増加率	10.6%	—	—	—	10.6%	10.1%	0より上 ~10%	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値								
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	25年度 達成
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
② 事業に参加し交流を行った日本の青少年及び青少年指導者数	122人	128人	129人	647人	851人	951人	対前年度 増	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値								
③ 青少年や青少年指導者に国際交流の機会を提供する事業数	8	8	8	15	15	15	同数以上	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値								
参考指標	日本	ドイツ	スウェーデン	英国	アメリカ	フランス	韓国	
④ 「国際的な視野」を身につけていると思うと答えた各国の割合 (平成25年度)	24.3%	69.6%	61.0%	56.5%	49.3%	35.9%	34.1%	

【目標・指標の設定根拠等】

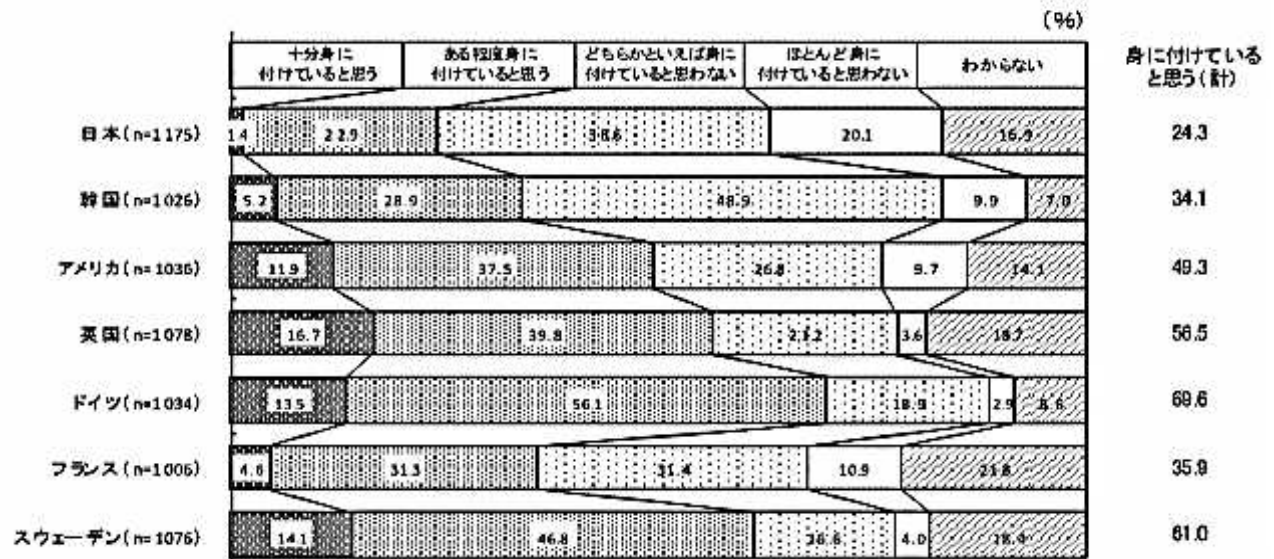
国際化が進展する中、中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」（平成25年1月）において若者の「内向き志向」が指摘されていること等を踏まえ、青少年に対して国際交流体験の機会を提供し、国際的な視野を広げることが必要である。

【施策・指標に関するグラフ・図等】

事業に参加し交流を行った日本の青少年及び青少年指導者数



「国際的な視野」を身につけていると思うと答えた各国の割合（H25）



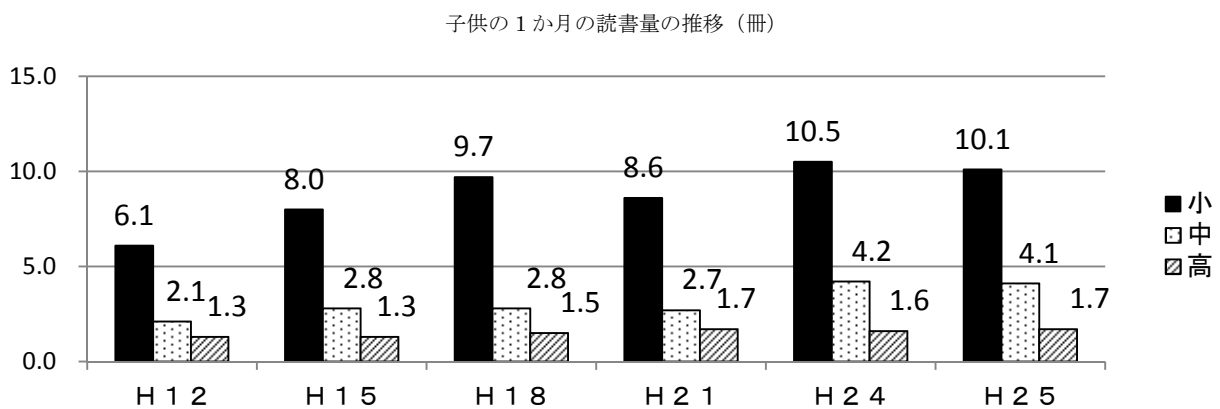
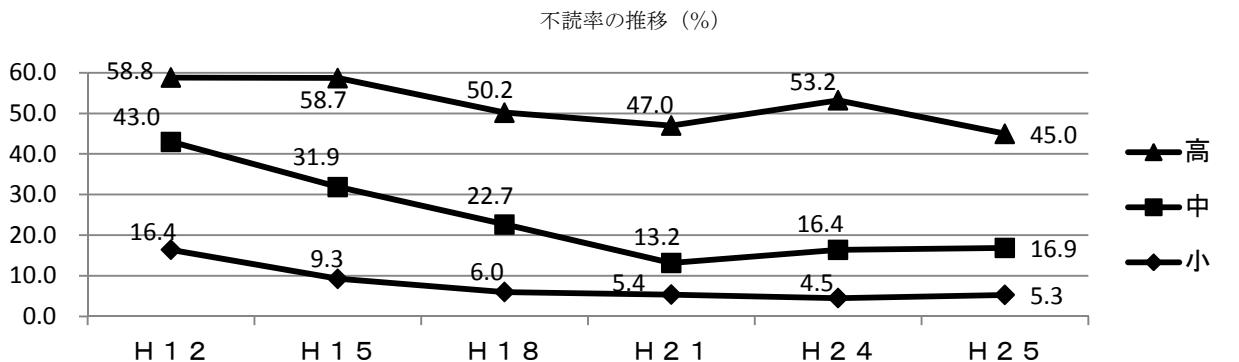
達成目標 4	地域における子供の読書活動を推進するための環境を整備し、子供が自主的に読書活動を行えるようになる。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	25年度 達成
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度	
①子供の不読率（※1か月に一冊も本を読まなかった人の割合）の減少	(小学校)4.5% (中学校)14.6% (高等学校)47.9%	(小学校)5.4% (中学校)13.2% (高等学校)47.0%	(小学校)6.2% (中学校)12.7% (高等学校)44.3%	(小学校)6.2% (中学校)16.2% (高等学校)50.8%	(小学校)4.5% (中学校)16.4% (高等学校)53.2%	(小学校)5.3% (中学校)16.9% (高等学校)45.0%	(小学校)3% (中学校)12% (高等学校)40%	-

②子供の1か月の読書量の増加	(小学校)9.4冊 (中学校)3.4冊 (高等学校)1.6冊	(小学校)8.6冊 (中学校)2.7冊 (高等学校)1.7冊	(小学校)10.0冊 (中学校)4.2冊 (高等学校)1.9冊	(小学校)9.9冊 (中学校)3.7冊 (高等学校)1.8冊	(小学校)10.5冊 (中学校)4.2冊 (高等学校)1.6冊	(小学校)10.1冊 (中学校)4.1冊 (高等学校)1.7冊	対前年度増	-
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	25年度達成
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度	
③市町村における「子供の読書活動推進計画」の策定状況	59.8% 市:76.4% 町村:45.3%	43.0%	46.3%	53.8% 市:71.1% 町村:38.8%	59.8% 市:76.4% 町村:45.3%	市:79.8% 町村:50.5%	市:100% 町村:70%以上	-
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参考指標		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
④全校一斉読書活動の実施状況		※隔年実施	(小学校)96.2% (中学校)87.5% (高等学校)41.1%	※隔年実施	(小学校)96.4% (中学校)88.2% (高等学校)40.8%	※隔年実施		

【目標・指標の設定根拠等】

「子供の読書活動の推進に関する法律」及び同法に基づく「第3次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成25年5月閣議決定)に基づき、地域における子供の読書活動を推進するための環境を整備し、子供が自主的に読書活動を行えるようになる必要がある。なお、指標①、③については、同計画においても目標とされている。

【施策・指標に関するグラフ・図等】



主な達成手段 (事業・税制措置・諸会議等)								
名称 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初 予算額	概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)	26年度 (百万円)				
体験活動推進プロジェクト等の充実 (平成23年度)	108 (152)	116 (103)	69 (54)	54	青少年の体験活動の推進を図るため、家庭や企業などへの普及啓発に取り組むとともに、企業CSRシンポジウム等を実施する。また、防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進する。	1-①	0068	青少年課
青少年の国際交流(平成14年度)	139 (126)	139 (134)	151 (157)	150	青少年国際交流推進事業、青少年教育施設を活用した国際交流事業、国際社会で活躍できる青少年を育む国際交流事業を実施する。	3-① ~③	0069	参事官 (青少年健全育成 担当)付
国立青少年教育施設の在り方検討経費(平成23年度)	6(5)	5(5)	21(18)	11	独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設に「新たな管理運営」について試行的に実施するとともに、民間資金活用の導入等に必要な基本的な調査等を行うことにより、今後の国立青少年教育施設の在り方について検討を進めることを目的とする。	1-① ~② 3-① ~③ 4-① ~②	0070	青少年課
子供の読書活動推進事業(平成23年度)	44 (33)	39 (19)	39 (27)	47	学校、図書館、読書ボランティア団体等によるネットワークの構築を促進するため、「子供の読書活動推進ネットワークフォーラム」を全国で開催する。また、国民の間に広く子供の読書活動について関心と理解を深め、子供の読書活動を推進することを目的に、「子供読書の日」を広く周知する。	4-① ~②	0071	青少年課
青少年を取り巻く有害環境対策の推進(平成16年度)	101 (74)	60 (22)	65 (61)	38	インターネット上の有害情報等から青少年を守るため、関係府省庁やPTA等と連携しつつ、保護者及び青少年に直接働きかける啓発と教育活動を総合的に推進する。	2-① ~③	0072	参事官 (青少年健全育成 担当)付

(参考) 関連する独立行政法人の事業

独立行政法人の事業名	25年度 予算額計 (百万円)	26年度 当初予算額 (百万円)	事業概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート 番号	担当課
独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金に必要な経費(平成18年度)	8,939 (8,939)	9,162	文部科学大臣が定める中期目標を達成するため、法人が作成する中期計画に基づき、下記の業務を実施する。 ①青少年教育指導者等に対する研修 ②施設を青少年及び青少年教育指導者等の研修利用に供するとともに、当該研修利用に指導及び助言を行う ③青少年教育に関する関係機関・団体等との連携を促進する ④青少年教育に関する基礎的・専門的な調査及び研究を実施する ⑤青少年教育に関する団体が行う活動に対する助成金の交付を行う	1-①~② 3-①~③ 4-①	0073	青少年課

独立行政法人国立青少年 教育振興機構施設整備に 必要な経費(平成 18 年度)	519 (224)	0	中期目標に定める長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施を達成するため、法人が作成する中期計画に基づき、施設・整備に係る下記の事項を実施する。 ①施設・設備に関する保守・管理の長期的な計画を策定し、当該計画に基づく保守・管理を行うとともに、利用者が安心・安全に体験活動ができる環境の整備及び自然災害等への対応の観点から、必要な施設・設備の改善等を計画的に進める。 ②利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進める。特に幼児・高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、関係法令等を踏まえつつ、計画的な施設整備を進める。	1-①~② 3-①~③ 4-①~②	0074	青少年課
---	--------------	---	--	-------------------------	------	------

施策目標に関する評価結果

○目標達成度合いの測定結果

目標超過達成／達成／**相当程度進展有り**／進展が大きくない／目標に向かっていない

(判断根拠)

達成目標 2-①については未達成であるが、達成目標 2-②と達成目標 3 については達成されていることから、目標達成度合いは相当程度進展ありと判断できる。

○施策の分析

【達成目標 1】

(必要性の観点)

「今後の青少年の体験活動の推進について」（平成 25 年 1 月 21 日中央教育審議会答申）において、人づくりの「原点」である体験活動の機会の減少という課題に対応するため、学校・家庭・地域が連携し、社会総ぐるみで、青少年の体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことの必要性が提言されている。また、「第 2 期教育振興基本計画」（平成 25 年 6 月 23 日閣議決定）等においても、国は、青少年の体験活動を推進していくこととされている。

社会総ぐるみで青少年の体験活動を推進していくためには、国や地方公共団体のほか、学校・家庭・民間団体・民間企業等がそれぞれの立場で自らの役割を果たせるよう、青少年の体験活動の重要性等について普及啓発等を行う必要がある。

(有効性の観点)

全国に拠点を持つ組織に委託を行い、フォーラム等を通じて、体験活動についての全国的な普及啓発を行った。

また、防災教育の観点から地域の関係者が連携して体験活動を推進する事業を行い、その効果・成果については、都道府県ごとにフォーラムを実施するなど、広く普及を行った。

加えて、企業が社会貢献活動の一環として行っている体験活動の実践事例等を全国に普及するとともに、優れた取組を行っている企業を表彰することにより、企業の社会貢献活動を通じた体験活動の普及啓発を行った。

さらに、青少年の体験活動の評価・検証制度に関する調査研究において、先行事例を参考に試行事業を行い、修了者を表彰するとともに、シンポジウム等を通じて普及を行った。

上記の各事業の実施等により、青少年の体験活動の機会の増加に貢献したと考えられる。

(効率性の観点)

支出先の選定に当たっては、十分な公告期間を確保した上で公募(企画競争)を実施しており、その妥当性や競争性を確保した。また、担当者へのヒアリングを行い、適正な事業実施がなされているかを確認することを通して、事業経費の費目・使途が合理的なものになるように努めた。

【達成目標 2】

(必要性の観点)

「第2次青少年インターネット環境整備基本計画」(平成24年7月6日子供・若者育成支援推進本部決定)において、「保護者が、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、学校、地域社会などにおいてインターネット上の有害情報、青少年に対する危険性や、それらの問題への対応方法について保護者に対する啓発活動を実施・支援する」ことが定められていることから、インターネットの安全・安心な利用方法の普及啓発事業を、保護者等に対して実施する必要がある。また、コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果(警察庁)では、平成22年以降、被害児童の9割が「フィルタリング未加入」であることが明らかになっていることから、青少年をインターネット上の有害情報から守るため、フィルタリングの利用を促す必要がある。

(有効性の観点)

スマートフォンを所有する青少年の割合が増加(平成24年度36%から平成25年度56.8%)するなど、新たな情報機器の急速な普及に対応するため、PTAや関係機関等と連携し学習・参加型のシンポジウムを開催する「ネットモラルキャラバン隊」により、保護者への普及啓発を図った。

また、先進的な取組を支援する「地域における有害情報対策の推進」等の実施により、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりに努めた。

さらに、平成26年2月には、青少年が初めてスマートフォン等の情報機器を手にする春の卒業・進学・入学の時期に特に重点を置き、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、PTAや地方自治体等の関係機関に協力を依頼するとともに、全国の高校新入学生全員にリーフレットを配布し、集中的な普及啓発を行った。

これらの全国的な取組(計画策定時から平成25年度までの累計37箇所)により、携帯電話等の利用方法についてルールを決めている家庭の割合を維持することができた。

(効率性の観点)

各事業における支出先の選定に当たっては、公募(企画競争)を実施しており、選定の競争性や公平性を確保するなど効率的に実施できるよう努めた。

また、受託先の多くは都道府県レベルの団体であるが、各市町村での出前講座の実施や事業成果をまとめた資料を共有するなど、その成果が県内に波及するよう取り組んでいる。

【達成目標 3】

(必要性の観点)

国際化が進展する中、「今後の青少年の体験活動の推進について」(平成25年1月21日中央教育審議会答申)において若者の「内向き志向」が指摘されていること等を踏まえ、青少年の国際交流体験の機会を充実させることが必要である。

(有効性の観点)

日本の青少年に対して国際交流体験の機会を提供する事業を実施した結果、成果指標である「事業に参加し交流を行った日本の青少年の外向き志向の増加率」が上昇したことから、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していく意識が高まったと考えられる。

(効率性の観点)

青少年教育施設を中核とし、文部科学省関連施設を最大限に活用することで、限られた予算の中で効率的に事業を実施することができた。また、参加者から得た意見等を次年度以降に反映するなど、効率的に

事業を実施した。なお、支出先の選定に当たっては、公募（企画競争）を実施することで、競争性や公平性を確保し、実施場所の視察や担当者へのヒアリングを通して、適切に事業が実施されるよう努めた。

【達成目標 4】

（必要性の観点）

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、子供の読書活動は、子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものである」とされている。このことを踏まえ、国民の間に広く子供の読書活動について関心と理解を深め、子供が自主的に読書活動を行うことができるよう、市町村における「子供の読書活動推進計画」の策定の促進や学校、民間団体、行政機関、学校図書館、地域の図書館等の子供の読書活動を推進する関係者間の人的ネットワークの構築を含む環境の整備を図り、不読率の改善や読書量の増加を図っていく必要がある。

（有効性の観点）

学校、図書館、ボランティア団体などの読書関係者のネットワークの構築を促すための「読書コミュニティ拠点形成支援事業」等の子供の読書活動を推進するための取組などを通じて、市町村における「子供の読書活動推進計画」の策定率が改善されるなど、子供が自主的に読書活動を行なえる環境整備について、一定の成果を上げていると考えられる。

（効率性の観点）

読書コミュニティ形成支援事業の委託に当たっては公募（企画競争）を実施しており、公平性と競争性を確保するなど効率的に実施できるよう努めた。

【施策の総括的な分析】

（必要性の観点）

上述の法律・計画・答申等にある通り、青少年の健全な育成のため、以下の取組が必要である。

- ・社会総ぐるみで青少年の体験活動が推進されるよう、その重要性等について普及啓発等を行うこと。
- ・青少年がインターネットをめぐる有害環境から守られるよう、インターネットの安全・安心な利用方法について保護者等に普及啓発を行うこと。
- ・子供たちに国際的な視野を持たせるため、青少年の国際交流を推進すること。
- ・国民の間に広く子供の読書活動について関心と理解を深め、子供が自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を図ること。

（有効性の観点）

以下のとおり、青少年の健全育成のための取組はおおむね有効に実施されたと考えられる。

- ・青少年の体験活動について、全国的に普及啓発等を行った。実施に当たっては、フォーラムの開催等のほか、防災教育の観点から地域の関係者が連携した体験活動の推進、民間企業の社会貢献活動としての体験活動の表彰と普及、青少年の体験活動の評価・顕彰に関する調査研究等に取り組んだ。
- ・保護者等を対象に、インターネットの安心・安全な利用方法についての普及啓発事業を全国的に展開した（計画策定時から平成 25 年度までの累計 37 箇所）。
- ・日本の青少年に対して国際交流体験の機会を提供する事業を実施し、成果指標である「事業に参加し交流を行った日本の青少年の外向き志向の増加率」が上昇した。
- ・市町村における「子供の読書活動推進計画」の策定率が改善した。

（効率性の観点）

各事業の支出先の選定に当たっては、公募（企画競争）形式をとり、公平性等を確保した。実施場所の視察や担当者へのヒアリングを通して、事業経費の費目・使途が合理的なるように努めた。

（今後の課題）

- ・社会総ぐるみで青少年の体験活動の機会を提供していくため、その重要性等について、家庭・学校・青少年教育団体・NPO 等に一層の普及啓発等を行うとともに、相互の連携を促進する必要がある。

- ・青少年のインターネット利用については、スマートフォンなどの新たな情報通信機器の普及に伴い、長時間利用による生活リズムの乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害等が大きな問題となっていること等を踏まえ、一層効果的な取組の推進が求められる。
- ・国際化の進展等を踏まえ、引き続き、青少年の国際交流の推進が求められる。
- ・市町村子ども読書活動推進計画読書推進計画の策定率について、地域差が存在する。また、小中学生の不読率は改善が見られるものの、依然として、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向にある。

○次期目標・今後の施策等への反映の方向性

(達成目標 1)

引き続き、青少年の体験活動の機会の増加のため、全国的な普及啓発等を行うとともに、防災教育の観点に立った体験活動の推進、民間企業の社会貢献活動としての体験活動の表彰と普及、青少年の体験活動の評価・顕彰に関する調査研究を実施する。また、家庭・学校・青少年教育団体・NPO等の相互の連携を促進する。

(達成目標 2)

スマートフォンなどの新たな情報通信機器の普及に伴い、長時間利用による生活リズムの乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害等が大きな問題となっていること等を踏まえ、引き続き関係機関等と連携しながら、保護者等への普及啓発を実施し、フィルタリングの利用や家庭でのルールづくりを促すことにより、青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境づくりを推進する。

(達成目標 3)

青少年の国際交流の推進のため、引き続き、青少年教育施設を中核として、自治体・青少年団体・大学・企業等との連携を一層強化した取組を実施する。

(達成目標 4)

市町村における子供読書活動推進計画の策定状況の地域差等を踏まえ、特に町村に対する啓発を図る。また、小・中学生のほか、とりわけ不読率の高い高校生に関して、実態を十分に把握した上で読書活動の推進を図る。

【具体的な概算要求の内容】(主なもの)

<新規要求・拡充事業(同額も含む)>

- ・青少年の体験活動の推進
平成27年度概算要求額：55百万円
- ・青少年を取り巻く有害環境対策の推進
平成27年度概算要求額：44百万円
- ・青少年の国際交流の推進
平成27年度概算要求額：413百万円
- ・子供の読書活動の推進
平成27年度概算要求額：47百万円

施策の予算額・執行額 (※政策評価調査に記載する予算額)

(単位：百万円)

区分		24年度	25年度	26年度	27年度要求額
予算の状況 (千円) 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	9,880,849 ほか復興庁一括計 上分0	9,482,332 ほか復興庁一括計 上分0	9,461,865 ほか復興庁一括計 上分324,468	10,707,874 ほか復興庁一括計 上分324,468
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>
	補正予算	△262,775 ほか復興庁一括計 上分0	320,780 ほか復興庁一括計 上分0	0	
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0>	

	繰越し等	165,074 ほか復興庁一括計 上分 0	△251,884 ほか復興庁一括計 上分 0		
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>		
	合計	9,783,148 ほか復興庁一括計 上分 0	9,551,228 ほか復興庁一括計 上分 0		
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>		
執行額（千円）		9,708,827 ほか復興庁一括計 上分 0	9,523,093 ほか復興庁一括計 上分 0		
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		
名称	年月日	関係部分抜粋
子供・若者ビジョン	平成 22 年 7 月 23 日	(達成目標 (1)) P5 24-29 行,P17 5-9 行 (達成目標 (2)) P19 21 行,P20 2 行 (達成目標 (3)) P6 2-6 行 ,P7 31-34 行
中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」	平成 25 年 1 月 21 日	(達成目標 (1)) (達成目標 (3))
青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画	平成 21 年 6 月 30 日 (第 1 次), 平成 24 年 7 月 6 日 (第 2 次)	(達成目標 (2))
子供の読書活動の推進に関する基本的な計画	平成 14 年 8 月 2 日 (第一次) 平成 20 年 3 月 11 日 (第二次) 平成 25 年 5 月 17 日 (第三次)	(達成目標 (4))
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		
(達成目標 (1))		
①学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供（小学 1 年生～6 年生）の割合 調査名 : 「青少年の体験活動等に関する実態調査」 作成 : 独立行政法人国立青少年教育振興機構（24 年度調査公表時期：26 年 3 月） 所在 : 国立青少年教育振興機構ホームページ（URL： http://www.nive.go.jp/ ）		
②青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みに参加した青少年の数 文部科学省調べ		
③「子供ゆめ基金」事業への応募件数(採択件数) 独立行政法人国立青少年教育振興機構調べ		
(達成目標 (2))		
①青少年の携帯電話のフィルタリングの利用率、②携帯電話・PHS を利用する際のルールを決めていない家庭の割合 調査名 : 「平成 25 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」 作成 : 内閣府（作成又は公表時期：26 年 2 月） 対象期間：平成 25 年 11 月 9 日～12 月 8 日） 所在 : 内閣府ホームページ（URL： http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-jittai/pdf/kekka.pdf ）		

③青少年の有害環境対策の普及啓発事業の実施箇所数

文部科学省調べ

④保護者のフィルタリング認知度

(達成目標 (3))

①事業に参加し交流を行った日本の青少年の外向き志向 (0,1,2,3 の4段階評価平均値) の増加率

②事業に参加し交流を行った日本の青少年及び青少年指導者の増加率(前年度比)

③青少年及び青少年指導者に国際交流の機会を提供する事業数

④「国際的な視野」を身につけていると思うと答えた各国の割合 (平成 25 年度)

調査名 : 「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」 (平成 25 年度)

作成 : 内閣府政策統括官 (共生社会政策担当)

調査時期 : 平成 25 年 11 月～12 月

所在 : 内閣府ホームページ (URL : http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/thinking/h25/pdf_index.html)

(達成目標 (4))

①子供の不読率 (※1 か月に一冊も本を読まなかった人の割合) の減少、②子供の 1 か月の読書量の増加

調査名 : 第 59 回学校読書調査

作成 : (公社) 全国学校図書館協議会、毎日新聞社 (対象期間 : 平成 2 5 年 6 月)

②市町村における「子供読書活動推進計画」の策定状況

文部科学省調べ

有識者会議での
指摘事項

- ・保護者への普及啓発に加えて、教育現場において児童・生徒に対して直接指導する施策などが必要ではないか。
- ・達成目標 1 の成果指標について、体験活動の日数 (3泊4日など) も指標に含まれないか検討していただきたい。

主管課 (課長名)

スポーツ・青少年局 青少年課 (泉 潤一)

関係課 (課長名)